

東海市空家等対策協議会 会議録

1 会議名 令和5年度（2023年度） 第1回東海市空家等対策協議会

2 内 容

一 議題

議題（1） 令和5年度（2023年度）空き家等対策の施策について【資料1】

議題（2） 市内の空き家等の現状について【資料2】

議題（3） 損傷のある空き家等の現状について【資料3】

議題（4） 相続人不存在の空き家への対応について【資料4】

二 その他

次回の協議会について

3 日 時 令和5年（2023年）7月19日（水）

午後3時から午後4時まで

4 場 所 市庁舎403会議室

5 出席者

（1）委員

山崎 弘平、木庭 好則、安藤 浩、児玉 善郎、瀨瀬 一也、稲吉副市長（市長代理）

計6人

（2）事務局

大西部長、川合建築住宅課長、北川統括主任、池田主任

6 公開・非公開の別 一部非公開（議題（3）、（4））

以前の協議会において諮ったとおり、個人情報に関する議事内容については今後非公開とすることとしたため、今回の議題においても議題（3）の「損傷のある空き家の現状について」及び議題（4）「相続人不存在の空き家への対応について」を非公開とするもの。

7 傍聴者数 0名

8 議事の内容

（1）議題（1） 令和5年度（2023年度）空き家等対策の施策について [公

開]

令和5年度（2023年度）空き家等対策の施策として、狭あい道路等により建替え困難な空家等の対策（暫定対策）の検討結果を中心に事務局から説明後、質疑応答を行った。

発言内容（要旨）

児玉会長：事務局から説明のあった通り、建替え困難空家の暫定対策については、いろいろと検討いただいたが、税の減免を行うことによる懸念もあり、他県の事例を見ても活用されていないことから、税の減免を活用した制度は現実的には難しいという判断である。今後は、狭あい道路に面した空き家の解体を促せるような制度を検討していくということになる。

（2）議題（2） 市内の空き家等の現状について [公開]

市内の空き家等の現状について、事務局からの説明後、質疑応答を行った。

質疑応答内容（要旨）

稲吉委員：令和4年度は苦情が30件あったとのことだが、解消されたものは何件あるのか。また、相談も10件あるとのことだが、相談後解消したものは何件あるのか。

事務局：30件のうち、解消していないものは12件あり、6月に実施したパトロールにおいて、改善を確認できなかった空き家については再度適正管理の通知を送付している。相談のあった空き家の解消件数については、電話による相談が多く、住所を言われぬまま相談を受けるケースが多いため、相談によって空き家が解消したかどうかまでは把握していない。

安藤委員：相談内容にあるその他についてはどのような内容だったのか。

事務局：資料がないため、後ほど回答する。

後ほど、空き家所有者の親族より所有者本人は施設に入っているが、代わりに自身が管理しているが何か手続きは必要かと相談があったものと回答した。

安藤委員：仕事で法務局に行った際に、相続土地国庫帰属制度について聞くことがあるが、この制度を活用すれば売却等の処分ができない土地で

あっても、建物を解体するなどの要件はあるが、土地を国庫に帰属することで手放すことができるので、空き家の解消の手段になるのではないか。

事務局：今年度あった建替え困難空家の所有者からの相談の際に、その方も相続によって土地・建物を所有された方だったので、本制度を案内したこともあり、売却等の処分ができない土地を解消する手段の一つになると考えている。

児玉会長：相続土地国庫帰属制度は、接道要件がない土地であっても国庫帰属できる可能性はあるのか。建築基準法の2項道路等に接道していれば可能性はあるのか。

安藤委員：国庫帰属された土地は国が管理することとなるので、通行権がなく管理できない土地については制度の活用は難しいと思われる。2項道路等に接道していれば通行できるので制度を利用できるのではないか。

(3) 議題 (3) 損傷のある空き家等の現状について [非公開]

※議題 (3) は非公開のため、議事録を公開しないもの。

(4) 議題 (4) 相続人不存在の空き家への対応について [公開]

※議題 (4) は非公開のため、議事録を公開しないもの。

(5) その他

空き家特措法の改正について

児玉会長：令和5年6月14日に空き家特措法の一部を改正する法律が公布され、6カ月以内に施行されることとなるが、今後の対応等について説明をお願いしたい。

事務局：今後、12月の法施行までに国から法改正に伴う指針等の情報提供がある予定なので、内容を確認しながら検討する。

児玉会長：今年度の第2回目の協議会は法施行後に開催することになり、国の指針の内容等にもとづく対応について協議会で検討していくことになると思うのでよろしくをお願いしたい。

次回の協議会について [公開]

次回の開催については、開催日が決まり次第案内する。

議題について協議を全て終了し、閉会。